

原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）でしいたけ等の栽培・販売を開始しようとしていた申立人らについて、準備したほだ木に関する費用及び植菌した原木しいたけに関する平成27年12月末日までの営業損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 平成22年度に植菌した原木しいたけについての営業損害
126,311円
期 間 平成23年3月11日から平成27年12月末日まで
- イ 前記アのほだ木に関する費用（ただし、平成22年12月1日から平成23年2月28日までに購入した原木代及び種駒代）
110,000円
- ウ 検査費用
12,600円
期 間 平成25年9月12日

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対して金248,911円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月24日

（仲介委員 犬塚 浩）